



消防予第211号
平成18年5月30日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長



特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する告示の公布について

「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第17号。以下「17号告示」という。）、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第18号。以下「18号告示」という。）、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。）、「戸外表示器の基準」（平成18年消防庁告示第20号。以下「20号告示」という。）が、平成18年5月30日に公布されました。

これらの告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。）第3条第2項第2号チ、同項第3号イただし書及びへ、同項第4号ロ及びホ、18号告示第3第10号（2）並びに19号告示第3第9号（2）の規定に基づき、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 制定の趣旨

共住省令等の制定の趣旨については、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について」（平成17年3月25日消防予第66号）第1により示したところであるが、共住省令に基づき、特定共同住宅等において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として「共同住宅用スプリンクラー設備」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」が規定されたことを受け、これらの設備等に関する設置及び維持に関する技術上の基準として告示を制定することとしたものである。

2 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（17号告示）

共住省令第3条第2項第2号チに基づき、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド、制御弁、自動警報装置、流水検知装置、呼水装置、非常電源の容量、起動装置、配線、配管及び加圧送水装置の性能等について定めたものであること。

3 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（18号告示）

(1) 共住省令第3条第2項第3号イただし書きに基づき共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものを定めたこと。

(2) 共住省令第3条第2項第3号へに基づき、共同住宅用自動火災報知設備の感知器、中継器、配線、共同住宅用受信機、住棟受信機、電源、非常電源、音声警報装置及び戸外表示器の性能等について定めたものであること。

4 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（19号告示）

(1) 共住省令第3条第2項第4号ロにおいて、その例によることとされる同項第3号イただし書きに基づき、住戸用自動火災報知設備の警戒区域が2以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものを定めたこと。

(2) 共住省令第3条第2項第4号ホに基づき、住戸用自動火災報知設備の感知器、中継器、配線、住戸用受信機、電源、音声警報装置及び戸外表示器の性能等について定めたものであること。

(3) 共住省令第3条第2項第4号ホに基づき、共同住宅用非常警報設備の音響装置、起動装置、操作部、配線及び非常電源の性能等について定めたものであること。

5 戸外表示器の基準（20号告示）

18号告示第3第10号（2）及び19号告示第3第9号（2）に基づき、戸外表示器の構造及び機能、附属装置並びに表示について定めたものであること。

6 施行期日等

(1) 平成19年4月1日から施行することとしたこと。

(2) 共住省令及び関係する告示に係る運用については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係

担当：伊藤、相葉

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-Mail：aiba-i@fdma.go.jp

○消防庁告示第十七号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第二号チの規定に基づき、共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成十八年五月三十日

消防庁長官 板倉 敏和

共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）第三条第二項第二号チに規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用スプリンクラー設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 スプリンクラーヘッドは、次に定めるところによること。

(一) スプリンクラーヘッドは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）第二条第一号の二に規定する小区画型ヘッドのうち、感度種別が一種であるものに限ること。

(二) スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方〇・四五メートル以内で、かつ、水平方向の壁面までの範囲には、著しく散水を妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。

(三) スプリンクラーヘッドは、天井の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が二・六メートル以下で、かつ、一のスプリンクラーヘッドにより防護される部分の面積が十三平方メートル以下となるように設けること。

二 制御弁は、次に定めるところによること。

(一) 制御弁は、住戸、共用室（省令第二条第三号に規定する共用室をいう。以下同じ。）又は管理人室ごとに、床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

(二) 制御弁は、パイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中に設けるとともに、その

外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。

(三) 制御弁には、その直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨を表示し

、及びいずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるかを識別できる標識を設けること。

三 自動警報装置は、次に定めるところによること。ただし、省令第二条第十四号に規定する共同住宅用

自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、(六)に規定する音声警報装置（流水検知装置又は

圧力検知装置から発せられたスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。）を設けないことができる。

(一) スプリンクラーヘッドの開放により音声警報を発するものとする。

(二) 発信部は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設けるものとし、当該発信部には、流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。

(三) (二)の流水検知装置又は圧力検知装置にかかる圧力は、当該流水検知装置又は圧力検知装置の最高使用圧力以下とすること。

(四) 受信部には、次に定めるところにより、表示装置を設けること。ただし、第十四号において準用す

る消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十四条第一項第十二号において準用することとされる規則第十二条第一項第八号に規定する総合操作盤が設けられている場合又は共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号。第十三号において単に「告示」という。）第二二号に規定する住棟受信機（スプリンクラヘッドが開放した旨を火災が発生した旨と区別して表示することができる措置が講じられているものに限る。）が設けられている場合にあつては、この限りでない。

イ 表示装置は、スプリンクラヘッドが開放した階又は放水区域を覚知できるものであること。

ロ 表示装置の設置場所は、次に定めるところによること。

(イ) 規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等を有する場合は、当該防災センター等に設けること。

(ロ) (イ)以外の場合は、管理人室に設けること。ただし、当該管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

(五) 一の特定共同住宅等（省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。）に二以上の受信部が

設けられているときは、これらの受信部のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

(六) 音声警報装置は、次に定めるところによること。

イ 音声警報装置（補助音響装置（住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、流水検知装置又は圧力検知装置からスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下同じ。）の音声警報装置を含む。以下このイ及びハにおいて同じ。）の音圧は、次に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

(ロ) (イ)に掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五条の二第二項第三号イの規定の例によること。

ロ 音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を一個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分については、

当該部分に音声警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。

(ロ) 住戸、共用室及び管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分（省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。）を除く。）に設ける場合 規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。

ハ 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

(イ) 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

(ロ) シグナルは、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）第四第三号（二）に定めるところによること。

(ハ) メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

(ニ) 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上の

A D I P C M 符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

二 音声警報を発する区域は、スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管理人室のほか、

次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成十七年消防庁告示第三号。（ロ）において「構造類型

告示」という。）第二第四号に規定する階段室型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人

室の主たる出入口が面する階段室等（省令第二条第五号に規定する階段室等（省令第二条第七号

に規定する開放型階段を除く。）をいう。）のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域と

して当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理

人室並びにエレベーターの昇降路

(ロ) 構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の

存する階が二階以上の階に存する場合にあっては当該階及びその直上階、一階に存する場合にあ
っては当該階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては当該階、その直上階及びその

他の地階

ホ 音声警報の構成は、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すものであること。

へ 住戸、共用室又は管理人室ごとに、当該住戸、共用室又は管理人室の音声警報を停止できる機能を設けることができること。

四 流水検知装置は、湿式のものとする事。

五 流水検知装置の一次側には、圧力計を設ける事。

六 呼水装置は、規則第十四条第一項第五号の規定の例により設ける事。

七 流水検知装置又は圧力検知装置の二次側の配管には、流水検知装置又は圧力検知装置の作動を試験するための弁（以下「試験弁」という。）を次に定めるところにより設ける事。

(一) 試験弁の一次側には圧力計が、二次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものである事。

(二) 試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨を表示した標識を設ける事。

(三) 試験弁を開放した場合に、住戸、共用室及び管理人室の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができものであること。

八 非常電源の容量は、規則第十四条第一項第六号の二においてその例によることとされる規則第十二条第一項第四号ロイの規定の例によるほか、警報及び表示に要する容量にあっては、次の(一)から(三)までに定める容量以上であること。

(一) 五の住戸、共用室又は管理人室に設置されている音声警報装置が十分間以上連続して鳴動することができ容量

(二) 五の作動表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が十分間以上連続して点滅することができる容

量

(三) 五の制御弁表示灯（表示器に設けられ、当該表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の制御弁を閉止した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が十分間以上連続して点滅することができる

容量

九 起動装置は、規則第十四条第一項第八号イ(ロ)の規定の例によること。

十 操作回路の配線、表示装置から流水検知装置又は圧力検知装置までの配線並びに流水検知装置又は圧力検知装置から表示器、音声警報装置及び補助音響装置までの配線は、規則第十四条第一項第九号の規定の例によること。

十一 配管は、規則第十四条第一項第十号(各号列記以外の部分に限る。)の規定の例によること。

十二 加圧送水装置は、規則第十四条第一項第十一号(ハイを除く。)の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(二) ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、二百四十リットル毎分以上の量とすること。

十三 表示器は、告示第三第十号に規定する戸外表示器の規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、告示第三第十号に規定する戸外表示器のうち、次の(一)及び(二)に掲げる機能を有するものが設けられている場合には、当該戸外表示器によることができる。

(一) スプリンクラーヘッドが開放した場合に当該スプリンクラーヘッドが開放した住戸、共用室及び管

理人室の作動表示灯が点滅すること。

(二) 制御弁を閉止した場合に当該制御弁に係る住戸、共用室及び管理人室の制御弁表示灯が点滅すること。

(三) 作動表示灯及び制御弁表示灯は、相互に兼用することができること。

十四 規則第十四条第一項第十二号の規定は、共同住宅用スプリンクラー設備について準用する。

十五 貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には、規則第十四条第一項第十三号において適用される規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第十八号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第三号イただし書及びへの規定に基づき、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成十八年五月三十日

消防庁長官 板倉 敏和

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）第三条第二項第三号イただし書及びへに規定する共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共同住宅用受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号。以下「受信機規格省令」という。）第二条第七号に規定する受信機のうち、P型三級受信機又はGP型三級受信機に限る。）であって、住戸、共用室（省令第二条第三号に規定する共用室をいう。以下同じ。）及び管理人室に設ける感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定する感知器をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。

二 住棟受信機 共同住宅用自動火災報知設備の受信機（受信機規格省令第二条第七号に規定する受信機をいう。）であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等（省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の関係者に報知するものをいう。

三 音声警報装置 共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災

の発生を報知するものをいう。

四 補助音響装置 住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。

五 戸外表示器 住戸等（省令第二条第二号に規定する住戸等をいう。以下同じ。）の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第三 設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第三条第二項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

(一) 共同住宅用自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあっては百五十平方メートル以下、その他の部分にあっては五百平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等の二の階にわたる場合又は第二号(一)イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合である

こと。

(二) (一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等（特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成十七年消防庁告示第三号）（三）において「構造類型告示」という。）第二第四号に規定する階段室型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）にあっては、一の階段室等（省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。以下同じ。）に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、六以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

(三) 廊下型特定共同住宅等（構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

(一) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型

感知器のうち特種（公称作動温度六十度又は六十五度のものに限る。以下へ及びトにおいて同じ）。

）又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの 煙感知器

ニ 感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが十五メートル以上二十メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが二十メートル以上の場所 炎感知器

ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。）であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち一

種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

ト 共用室及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポ

ット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(二) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分（省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の廊下及び

通路にあっては、歩行距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートル（三種の感知器にあっては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては六以上の階にわたらない部分ごとに一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

(三) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあっては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあっては住棟受信機に接続すること。ただし、管理人室に設ける感知器にあっては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。

三 中継器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号。以下「中継器規格省令」という。）第二条第十三号に規定する遠隔試験機能をいう。）を

有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること。

四 配線は、規則第二十四条第一号（チを除く。）及び第五号の二ハの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 共同住宅用受信機から住棟受信機、戸外表示器、音声警報装置（共同住宅用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例によること。

(二) 非常電源から共同住宅用受信機までの配線は、規則第十二条第一項第四号ホ（ハを除く。）の規定の例によること。ただし、火災により直接影響を受けるおそれのない部分の配線にあつては、規則第十二条第一項第五号の規定の例によることができる。

(三) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、当該住戸、共用室及び管理人室の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

五 共同住宅用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二

第一号（ホ及びへを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 住戸、共用室及び管理人室（住棟受信機を設ける管理人室を除く。）に設けること。

(二) 住戸、共用室又は管理人室で床面積が百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

(三) 住戸、共用室及び管理人室に設けられた共同住宅用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を住棟受信機及び戸外表示器に発信する機能を有すること。

(四) 感知器が作動した旨の警報（以下「感知器作動警報」という。）を停止できる機能を設けること。

(五) 火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を停止できる機能を設けることができること。

六 住棟受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びリを除く。）及び第六号から第八号まで並びに第二十

四条の二第一号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、当該共同住宅用受信機の警戒区域の火災表示を行うこと。

(二) 規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等がない場合は、管理人室に設けること。ただ

し、当該管理人室に常時人がいない場合は、火災表示を容易に確認できる場所に設けることができる。

(三) 特定共同住宅等の棟ごとに設けること。ただし、同一敷地内に特定共同住宅等が二以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合はこの限りでない。

七 電源は、規則第二十四条第三号の規定の例によるほか、共同住宅用受信機の電源にあつては、住戸、共用室又は管理人室の交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断された場合において、当該住戸、共用室又は管理人室の感知器、戸外表示器、音声警報装置及び補助音響装置の機能に支障を生じないように措置を講じること。

八 非常電源は、次に定めるところによること。

(一) 非常電源の容量は、次のイ及びロに定める容量を合算した容量であること。

イ 監視状態を六十分間継続することができる容量

ロ 次のイ及びロに定める容量を合算した容量に系統数（三十台以下の共同住宅用受信機を一の系統とし、当該系統数が五を超えるときは、五とする。）を乗じた容量

(イ) 一の住戸、共用室又は管理人室に設けられている音声警報装置（補助音響装置の音声警報装置を含む。第九号（一）及び（三）において同じ。）が十分間以上連続して鳴動することができる容量

(ロ) 一の作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。）が十分間以上連続して点滅することができる容量

(二) 共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないよう措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。

九 音声警報装置は、次に定めるところによること。

(一) 音声警報装置の音圧は、次に定めるところによること。

イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置の音圧は、取り付けられた音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

ロ イに掲げる部分以外の部分に設ける音声警報装置の音圧は、規則第二十五条の二第二項第三号イ

の規定の例によること。

(二) 音声警報装置の設置は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ 住戸、共用室及び管理人室に設ける場合 当該住戸、共用室又は管理人室ごとに、音声警報装置を一個以上設けること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。

ロ 住戸、共用室及び管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）に設ける場合 規則第二十五条の二第二項第三号ロの規定の例によること。

(三) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ シグナルは、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）第四第三号（二）に定めるところによること。

ハ メッセージは、感知器作動警報にあっては女声によるものとし、火災警報にあっては男声による

こと。

ニ 感知器作動警報のメッセージの内容は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる区分に従い、当該(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室又は管理人室の感知器が作動した場合 感知器が作動した旨及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

(ロ) 住戸、共用室又は管理人室以外の部分の感知器が作動した場合 感知器が作動した場所及び火災の発生を確認する必要がある旨の情報又はこれに関する内容

ホ 火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容であること。

ヘ 住戸、共用室又は管理人室以外の部分においては、感知器が作動した後、六十秒以内に火災警報を発することができるときに限り、感知器作動警報を省略することができる。

ト 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上のA D I P C M符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(四) 音声警報を発する区域（以下「警報区域」という。）は、次に定めるところによること。

イ 感知器作動警報の警報区域は、作動した感知器が設けられた住戸等及び共用部分とすること。

ロ 火災警報の警報区域は、次のイからハまでに掲げる区分に従い、当該イからハまでに定めるところによること。

(イ) 住戸、共用室及び管理人室において火災の発生が確認された場合 当該住戸、共用室及び管理

入室のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が面する階段室等

（開放型階段（省令第二条第七号に規定する開放型階段をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域及びその直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該住戸、共用室及び管理人室の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ロ) 倉庫等（倉庫（室の面積が四平方メートル以上のものをいう。）、機械室その他これらに類する室をいう。以下同じ。）又は共用部分（階段室等及びエレベーターの昇降路を除く。以下この

(ロ)において同じ。)において火災の発生が確認された場合 当該倉庫等又は共用部分のほか、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の主たる出入口が面する階段室等（開放型階段を除く。）のうち、六以上の階にわたらない部分を一の区域として当該区域、その直上の区域並びに当該区域に主たる出入口が面する住戸等及びエレベーターの昇降路

b 廊下型特定共同住宅等 当該倉庫等又は共用部分の存する階が二階以上の階に存する場合にあっては出火階及びその直上階、一階に存する場合にあっては出火階、その直上階及び地階、地階に存する場合にあっては出火階、その直上階及びその他の地階

(ハ) 階段室等において火災の発生が確認された場合 次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 当該階段室等（開放型階段を除く。）、当該階段室等に主たる出

入口が面する住戸等及び共用部分（エレベーターの昇降路を除く。以下この（ハ）において同じ。

）

b 廊下型特定共同住宅等 共用部分

(二) エレベーターの昇降路において火災の発生が確認された場合 次の a 及び b に掲げる区分に従

い、当該 a 及び b に定める範囲

a 階段室型特定共同住宅等 一の階段室等に主たる出入口が面する住戸等又は共用部分及び当該階段室等（開放型階段を除く。）のうち、六以上の階にわたらない部分を一の警報区域としてエレベーターが停止する最上階の警報区域に存する階段室並びに当該警報区域内の住戸等及び共用部分

b 廊下型特定共同住宅等 エレベーターが停止する最上階に存する住戸等及び共用部分

(五) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器作動警報は、感知器が作動した旨の信号を受信してから火災警報が発せられるまで又は

当該感知器作動警報の停止操作がされるまでの間、第一シグナル、感知器作動警報のメッセージ、一秒間の無音状態の順に連続する警報を一単位として、これを連続して繰り返すものであること。

(ロ) 火災警報は、第一シグナル、火災警報のメッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、火災警報のメッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ 音声警報の機能は、次に定めるところによること。

(イ) 感知器が作動した旨の信号を受信した場合に、自動的に感知器作動警報を行うこと。

(ロ) 感知器が作動した旨の信号を受信した後感知器作動警報を停止させずに二分以上五分以下の範囲で任意に設定した時間が経過した場合又は火災信号を受信した場合は、自動的に火災警報を行うこと。

- (六) 住戸の外部から、自動試験機能（中継器規格省令第二条第十二号に規定する自動試験機能をいう。）又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている共同住宅用受信機及び自動試験機能等対応型感知

器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

十 戸外表示器は、次に定めるところによること。

(一) 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

(二) (一)に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

十一 規則第二十四条第九号の規定は、共同住宅用自動火災報知設備について準用する。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第十九号

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第四号ホの規定に基づき、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成十八年五月三十日

消防庁長官 板倉 敏和

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

第一 趣旨

この告示は、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「省令」という。）第三条第二項第四号ホに規定する住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住戸用受信機 住戸用自動火災報知設備の受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定する受信機のうち、P型三級受信機又はGP型三級受信機に限る。）であつて、住戸等（省令第二条第二号に規定する住戸等をいう。以下同じ。）及び共用部分（省令第二条第四号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）に設ける感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定する感知器をいう。以下同じ。）から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の關係者に報知するものをいう。

- 二 音声警報装置 感知器又は住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、音声又は音響により火災の発生を報知するものをいう。

- 三 補助音響装置 住戸等及び共用部分にいる者に対し、有効に音声警報又は音響警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報又は音響警報を発する装置をいう。

四 戸外表示器 住戸等の外部において、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

第三 住戸用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

住戸用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 省令第三条第二項第四号ロにおいてその例によることとされる省令第三条第二項第三号イただし書の警戒区域が二以上の階にわたったとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるところによること。

(一) 住戸用自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が住戸等にあつては百五十平方メートル以下、共用部分にあつては五百平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が特定共同住宅等（省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいう。）の二の階にわたる場合又は第二号（一）イ及びハの規定により煙感知器を設ける場合であること。

(二) (一)の規定にかかわらず、階段室型特定共同住宅等（特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成十七年消防庁告示第三号。）（三）において「構造類型告示」という。）第二第四号に規定する階段室型特定

共同住宅等をいう。以下同じ。) にあつては、一の階段室等(省令第二条第五号に規定する階段室等をいう。以下同じ。)のうち、六以上の階にわたらない部分を一の警戒区域とすること。

(三) 廊下型特定共同住宅等(構造類型告示第二第五号に規定する廊下型特定共同住宅等をいう。以下同じ。)の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域とすること。

二 感知器は、次に定めるところによること。

(一) 次のイからチまでに掲げる場所に、当該イからチまでに定めるところにより感知器を設けること。

イ 階段及び傾斜路 煙感知器

ロ 廊下及び通路 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度六十度又は六十五度のものに限る。以下へ及びトにおいて同じ。

）又は煙感知器

ハ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの 煙感知器

ニ 感知器を設置する区域の天井等(天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。)の高さが十五メートル以上二十メートル未満の場所 煙感知器又は炎感知器

ホ 感知器を設置する区域の天井等の高さが二十メートル以上の場所 炎感知器

ヘ 住戸 自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第二条第十九号の三に規定する自動試験機能等対応型感知器をいう。以下同じ。）であって、差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種、二種若しくは三種

ト 共用室（省令第二条第三号に規定する共用室をいう。）及び管理人室 差動式及び補償式スポット型感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種

チ イからトまでに掲げる場所以外の場所 その使用場所に適応する感知器

(二) 感知器の設置は、次に定めるところによること。

イ 熱感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては、歩行距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

ロ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートル（三種の感知器にあっては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあっては六以上の階にわたらない部

分ごとに一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

(三) 感知器は、住戸用受信機に接続すること。

三 中継器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第九項の規定の例によるほか、その付近に当該中継器の操作上支障となる障害物がなないように維持すること。この場合において、遠隔試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号。以下「中継器規格省令」という。）第二条第十三号に規定する遠隔試験機能をいう。）を有する中継器のうち、中継器規格省令第三条の三第三項第一号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けること。

四 配線は、規則第二十四条第一号（チを除く。）及び第五号の二八の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 電源から住戸用受信機（監視状態を六十分間継続した後、十分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。）までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置（住戸用受信機の音声警報装置を除く。）及び補助音響装置までの配線は、規則第十二条第一項第五号の

規定の例によること。

(二) 住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線（戸外表示器と共用する配線を除く。）は、当該住戸等の外部から容易に導通を確認することができるように措置が講じられていること。

五 住戸用受信機は、規則第二十四条第二号（イ及びロに限る。）及び第六号並びに第二十四条の二第一号（ホ及びへを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一) 住戸等及び共用部分に設けること。

(二) 住戸等及び共用部分で床面積が百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

(三) 住戸等に設けられた住戸用受信機にあっては、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、当該信号を戸外表示器に発信する機能を有すること。

(四) 警報を停止できる機能を設けることができること。

六 電源は、規則第二十四条第三号の規定の例によること。ただし、住戸等に設ける住戸用受信機の電源にあっては、住戸等ごとに交流低圧屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとること。

七 音声警報装置（補助音響装置の音声警報装置を含む。以下(一)、(三)及び(六)において同じ。）は、次に定

めるところによること。

(一) 音声警報装置の音圧は、音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

(二) 音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること

。ただし、有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるよう補助音響装置を設けることとする。

(三) 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

イ 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

ロ シグナルは、非常警報設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第六号）第四第三号（二）に定めるところによること。

ハ メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

ニ 音声警報音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上のA D I P C M符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

(四) 音声警報を発する区域は、次のイ及びロに掲げる区分に従い、当該イ及びロに定めるところによること。

イ 住戸等において火災の発生が確認された場合 当該住戸等に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域及び当該住戸等に面する共用部分

ロ 共用部分において火災の発生が確認された場合 当該共用部分に設置された感知器から発せられた火災信号を受信した住戸用受信機の警戒区域

(五) 音声警報は、次に定めるところによること。

イ 音声警報の構成は、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すものであること。

ロ 火災信号を受信した場合に、自動的に音声警報を行うこと。

(六) 住戸の外部から、自動試験機能（中継器規格省令第二条第十二号に規定する自動試験機能をいう）

又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている住戸用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並

びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報（戸外表示器の警報を除く。）を発しない措置を講じることができるものであること。

八 音響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあっては、前号（一）、（三）イ及びハ並びに（五）イを除く。）及び第四第一号（一）に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであること。

九 戸外表示器は、次に定めるところによること。

（一） 戸外表示器は、次のイからハまでに適合する場所に設けること。

イ 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部であって、作動表示灯（戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸、共用室及び管理人室の感知器が作動した旨を表示する表示灯をいう。）が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に確認できる場所

ロ 点検に便利な場所

ハ 雨水のかかるおそれの少ない場所

（二）（一）に定めるもののほか、戸外表示器は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第四 共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準

共同住宅用非常警報設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次に定めるところによること。

(一) 音圧は、音響装置の中心から一メートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

(二) 一の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一斉に鳴動させることができること。

(三) 廊下型特定共同住宅等にあつては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

(四) 階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに設けること。

二 起動装置は、規則第二十五条の二第二項第二号の二（イを除く。）の規定によるほか、各階ごとに、階段付近に設けること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに設けることができる。

三 操作部（起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。）は、次に定めるところによ
ること。

(一) 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。

(二) 一回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ十五以下とすること。

四 配線は、規則第二十五条の二第二項第四号の規定の例によること。

五 非常電源は、規則第二十五条の二第二項第五号の規定の例によること。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二十号

共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号）第三第十号（二）及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十九号）第三第九号（二）の規定に基づき、戸外表示器の基準を次のとおり定める。

平成十八年五月三十日

消防庁長官 板倉 敏和

戸外表示器の基準

第一 趣旨

この告示は、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号。第二第十号（二）及び住戸用自動火災報知設備告示）という。）第三第十号（二）及び住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十九号。第二第十号（二）という。）第三第九号（二）に規定する戸外表示器の基準を定めるものとする。

第二 構造及び機能

戸外表示器の構造及び機能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にできること。
- 二 耐久性を有すること。
- 三 水滴が浸入しにくいこと。
- 四 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- 五 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。
- 六 不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。
- 七 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- 八 部品は、機能に異常が生じないように、的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- 九 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- 十 定格電圧は、六十ボルト以下であること。ただし、附属装置にあっては、この限りでない。
- 十一 共同住宅用受信機（共同住宅用自動火災報知設備告示第二第一号に規定する共同住宅用受信機をい

う。以下同じ。)又は住戸用受信機(住戸用自動火災報知設備等告示第二第一号に規定する住戸用受信機をいう。以下同じ。)から発せられた火災が発生した旨の信号を受信したときに遅滞なく警報を発すること。

十二 音声警報装置の音圧は、当該音声警報装置から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

十三 作動表示灯(戸外表示器に設けられ、当該戸外表示器が設置された住戸等(特定共同住宅等)における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第二号に規定する住戸等をいう。)の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)第二条第一号に規定する感知器をいう。)が作動した旨を表示する表示灯をいう。以下同じ。)は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機から発せられた火災が発生した旨の信号を受信した場合に直ちに赤色の灯火を点滅させること。

十四 作動表示灯は、周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた地点で点滅していることが明確に識別することができること。

十五 共同住宅用受信機又は住戸用受信機が通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。

十六 周囲の温度が零下十度以上五十度以下の場合、機能に異常を生じないものであること。

十七 通電状態において、温度四十度で相対湿度八十五パーセントの空气中に一時間放置した場合、機能に異常を生じないものであること。

十八 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

十九 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、定格電圧が百五十ボルトを超えるのものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えること。

第三 附属装置

戸外表示器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第四 表示

戸外表示器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一 型式番号

二 製造年月

三 製造者名又は商標

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

